CRPD/C/IDN/Q/1

**インドネシア　初回審査　事前質問事項**\*

2020年4月

（JD仮訳）

List of issues in relation to the initial report of Indonesia\*

**Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

＊　第13回会期前ワーキンググループ（2020.3.30-4.3）で採択

**A. 目的および一般的義務（第1～4条）**

1. 以下についての情報を提供してください。

 (a) あらゆるレベルの政府の法律と政策を見直し、条約と調和させるために設けられた有効な仕組み、およびとられた実際的措置。そこには、障害のある人を社会福祉の問題がある人と表現している社会福祉に関する法律第11/2009号をはじめとして障害の概念を条約と一致させること、および、「カカト(cacat)」（「障害」の蔑称）や「欠陥（defect）」などの汚名を着せる言葉を削除することが含まれます。

 (b) 障害に関する法律第8/2016号の状況、および全てのレベルの政府におけるその実施を確保するための措置。

 (c) すべての法律、政策及び事業に関して、障害のある人の代表組織を通じたものを含めて障害のある人との有意義な協議を行うために、すべてのレベルの政府（訳注　国，地方自治体のすべてのレベル）において確立された仕組み及び利用可能な人的及び財政的資源。

 (d) この条約の選択議定書を批准するためにとられた措置（その日程を含む）。

**B. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等及び無差別（第5条）**

2. 以下についての情報を提供してください。

 (a)公的・私的領域における多重・交差差別および合理的配慮の拒否を含むあらゆる形態の差別から障害のある人を平等かつ効果的に法的に保護するために、平等と非差別に関する委員会の一般的意見第6号（2018）を考慮しつつ、あらゆるレベルの政府の差別（禁止）法が条約を遵守することを確保するためにとられた措置。

 (b) 最高裁判所及び地方裁判所において提供される救済及び補償（あらゆる形態の賠償及び補償を含む）の種類。

 (c) 障害に基づく差別の訴えの件数と割合（性別、年齢、地理的位置、差別が発生した分野別に集計）、および制裁措置に至った件数と割合。

**障害のある女性（第6条）**

3. とった措置に関する情報を提供してください。

 (a）障害のある女性および少女、特に民族的および宗教的少数派に属する女性および少女、知的障害または精神障害（psychosocial disabilities）のある女性および少女に対して、教育、家族、雇用、保健など生活のあらゆる領域で、また農村部や離島を含む締約国全体で、多重差別および交差的差別を撤廃すること。

 (b) 障害のある女性への差別的な規定を含む法律、特に婚姻に関する法律第1/1974号及び母乳哺育に限定している法律第17/2014号の第6条3及び7を改正すること。

 (c) 特に知的障害または精神障害のある女性のための生殖医療ケアと啓発事業へのアクセスを改善すること。

**障害のある子ども（第7条）**

4. 障害のある子どもの権利を確保するためにとられた対策とその具体的な措置について情報を提供してください。

 (a) 障害のある子どもへの人権侵害に効果的に対処するために、2017年の女性エンパワーメント・児童保護省の規則第4号を実施すること。

 (b) 家庭に代わるケアおよびデイケアでの体罰を禁止すること。

 (c) 地域社会において、障害児の身体的・心理的な支援、障害児の親に対する支援（経済的支援や親としての責任を果たすためのサービスなど）を適切に行い、知的障害や精神障害のある子どもを含む障害のある子どもが見捨てられ、家族から引き離され、乞食として働くことを強いられないよう確保すること。

 (d) 用語を条約と調和させ、障害のある子どもを表す際に「特別なニーズを持つ子ども」（children with special needs）などの用語の使用を排除し、障害のある子どもに対する否定的な固定観念やスティグマ、およびその結果として生じる隔離や、時には監禁に対抗すること。

 (e）締約国及び地方自治体全体の、障害のある子どもに影響する法律の計画、実施及び監視の過程に、障害のある子どもが、適切な支援及びその権利の十分な保護を受けながら、その代表団体を通じて、完全かつ効果的に参加することを確保すること。

**意識の向上（第8条）**

5. 以下についての情報を提供してください。

(a）社会全体、特に障害のある人、その両親と家族、関連する専門職グループ、あらゆるレベルの公務員の間で、障害のある人とその権利と尊厳に関する意識を高め、生活のあらゆる側面で障害のある人への固定観念、偏見、有害な慣行を撲滅するためにとられた措置。

 (b）すべての意識向上プログラム（とくに人権に関する国内行動計画（2015-2019）および障害者サービス開発のためのマスタープランの開発、実施、監視）における、その実施、効果、予算配分、そして代表団体を通じての障害のある人の参加。

**アクセシビリティ（第9条）**

6. 以下について情報を提供してください。

 (a) 物理的環境、交通、情報通信、その他公衆に開放または提供される施設やサービスなど、障害のある人に対するアクセシビリティが全州でどのように評価されているか、また、各レベルの政府が遵守状況を監視し定期的に評価しているかどうか。

 (b) 建築物の設置要件に関する大臣令第14/PRT/M/2017号、法律第8号（2016年）、および「インクルーシブ都市を目指すインドネシア市長ネットワーク憲章」の完全実施を通じた、聴覚障害のある人、視覚障害のある人、知的または精神障害のある人を含むすべての障害のある人にとっての、公共施設を含む建築環境のアクセシビリティの進展状況。

**生命に対する権利（第10条）**

7. 施設に収容されている障害のある人の死亡または生命への脅威の事例を記録・調査する監視・審査の仕組みを確立するための措置について情報を提供してください。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

8. 次の措置に関する情報を提供してください。

 (a) 「災害リスク軽減仙台枠組み2015-2030」の実施。

 (b) 障害者団体の参加（国家防災庁への参加を含む）を得て災害リスク軽減戦略を策定すること。また、災害地域および災害危険地域における障害者数および障害種別に関する細分化されたデータを収集すること。

 (c) 緊急時の人道的対応と障害のある人の保護を強化すること。これには、アクセシブルな警報システムおよび緊急サービスに関する公式情報のアクセシブルな様式での提供が含まれます。

 (d）障害のある人の権利を他の人と平等に保護するために、特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行に起因する公衆衛生上の緊急事態の文脈で、対象を絞った持続可能な人道的緊急事態の枠組みを確立すること。特に、障害のある人にウイルスの範囲と予防に関するアクセシブルな情報を提供するための措置、在宅介護とパーソナルアシスタンスを含む支援と主流のコミュニティサービスへの継続的アクセスを確保するための措置、救命措置を含む医療ケアへの平等なアクセスを提供するための措置、障害年金と社会給付が常に保証されるためにとられた措置について委員会にお知らせください。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

9. 以下についての情報を提供してください。

 (a) 各種法律を改正・廃止するためにとられた措置。ここには、「法的資格を欠く者」に言及した民法および精神保健法、そして障害のある人、特に知的障害のある人または精神障害のある人の法的能力を制限または取り除く刑法およびその体制を含みます。国および地域レベルで、障害のある本人の意思および好みを尊重する支援された意思決定メカニズムを確立するためにとられた措置を示してください。

 (b) 後見下にある障害のある人の数、特に知的障害または精神障害のある人の数。

 (c) 障害のある人が国有・民営を問わず銀行や保険会社などの機関と金融取引を行い、相続権を確保できるようにするために採用された政策ととられた実際的措置。

**司法手続の利用の機会（第13条）**

10. とられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 司法・行政制度へのアクセスに関する国内法に、手続き的配慮および年齢相応の配慮を含めること。そのような措置が、司法の運営に用いられるすべての物理的施設および情報通信手続を対象としているかどうかを含みます。

 (b) 障害のある人が法廷で証言すること、または証人として行動することが法律で認められることを確保すること。

 (c) 障害のある人の司法への効果的なアクセスを確保するため、司法制度及び法執行機関に勤務する職員及び役人に条約が定める権利に関する適切な訓練を提供すること。

11. 法律扶助に関する法律第16/2011号の下で無料の法律扶助を受けた障害のある人の数についても、委員会に報告してください。

**身体の自由及び安全（第14条）**

12. 機能障害を理由に自由を奪うすべての法律、政策、慣行を改正し廃止するためにとられた措置について、自由を制限された人の数に関する過去5年間の詳細な統計も含め、情報を提供してください。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条)**

13. とられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) あらゆる環境において、特に知的障害または精神障害のある人に関して、あらゆる形態の強制的な医療処置および治療、化学的・身体的・機械的拘束、手かせ足かせを含む分離および隔離を法律、政策および実践において撤廃すること。

 (b) 民間および公立のリハビリテーションセンターを含め、強制的な治療とその結果引き起こされた傷害を含む、拷問または残酷、非人道的もしくは品位を傷つける治療の事例を記録するための監視および審査メカニズムを確立すること。

 (c) 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止に関する条約の選択議定書」を批准すること。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

14. とられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 家庭内暴力、性的暴力、ネグレクトなど、障害のある人に対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待を防止し、これに対処すること。

 (b) 回復、リハビリテーションおよび社会復帰のために必要なサービスを被害者に提供すること。

 (c) 障害のある人に対する搾取、暴力、虐待の事例を通報、調査、起訴するための安全な環境を整備すること。

 (d) 障害のある女性及び少女に関する委員会の一般的意見第3号（2016年）に従い、家庭内暴力及び性的暴力を含む、障害のある女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力に対処し、効果的に削減すること。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

15. 障害のある人の身体的及び精神的完全性を他の者と平等に尊重することを確保し、障害のある人、特に知的障害または精神障害のある人に対する不妊手術及び避妊を含む医療処置を、その自由かつ十分な情報に基づく同意なしには禁止するためにとられた措置について情報を提供してください。

**移動の自由及び国籍についての権利（第18条）**

16. 障害のある人、特に農村部や遠隔地に住む障害のある子どもが、他の人と平等に出生届や証明書を入手できるようにする措置について情報を提供してください。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

17. ハンセン病患者を含む障害のある人の精神科施設、社会ケア施設、リハビリテーションセンター、その他の施設からの脱施設化を確保し、自立して生活し、地域社会に含まれる権利を促進するためにとられた措置について情報を提供してください。

**個人の移動を容易にすること（第20条）**

18. 農村居住者を含む障害のある人が、安価で質の高い支援技術・機器および修理サービスを利用できるようにするための措置について、情報を提供してください。

19. 障害のある子どもを含む障害のある人の移動技能訓練や専門スタッフへのアクセスを確保するためにとられた措置について情報を提供してください。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（21条）**

20. とられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 手話言語、点字、音声または触覚情報、拡大代替コミュニケーション、わかりやすい版（Easy Read）およびピクトグラム（絵文字）などのアクセシブルな手段、様式およびフォーマットによる、公的なイベントの情報やテレビおよびラジオを含む情報およびコミュニケーションへのアクセスを確保すること。

 (b) インターネット上でコンテンツを開発または公開する際に、ワールドワイドウエブ・コンソーシアム（World Wide Web Consortium）のウエブアクセシビリテイ イニシアティブ（Web Accessibility Initiative　訳注　W3C（ワールドワイド・ウエブコンソーシアム）という団体の中のウエブのアクセシビリティを推進する組織）の基準を採用すること。

 (c) 聴覚障害のある人のコミュニティと緊密に協議し、国の手話言語の採用を促進すること。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

21. 子どもの障害または両親のどちらかまたは両方の障害を理由に、強制的に両親から引き離されることから子どもを保護するためにとられた措置について情報を提供してください。また、障害のある子どもとその親、および障害のある親が、親の権利と責任を行使する際に、適切かつ十分な支援を提供するためにとられた措置について情報を提供してください。

**教育（24条）**

22. 以下についての情報を提供してください。

 (a）インクルーシブ学校に在籍する障害のある子ども、特別支援学校に在籍する障害のある子ども、いかなる形態の教育も受けていない障害のある子どもの数を、機能障害別、性別、年齢別に集計してください。

 (b) あらゆるレベルの障害のある生徒に対して、アクセシブルな教材、適応性のある学習環境、十分な個別配慮を提供するために行われた努力。

 (c) インクルーシブ教育に割り当てられた財政的・人的資源のレベル、特にインクルーシブ教育の質を向上させるための、点字や手話言語通訳、その他専門的サービスに関する教師の訓練、特に農村部におけるもの。

**健康（第25条）、ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）**

23. 法律第8/2016号で義務付けられている、ハビリテーションとリハビリテーションに関する法令の状況について情報を提供してください。

24. 以下の情報を提供してください。

 (a) 障害のある人、特に知的障害または精神障害のある人の自由意志に基づく同意が、あらゆる形態の医療、外科手術、侵襲的または精神医学的治療または処置の前に得られることを保証するためにとられた措置。

 (b) 公的医療保険が、ダウン症候群のある人、難民、無国籍の障害のある人を含むすべての障害のある人を完全に対象としていることをどのように保証しているか。

 (c) 障害のある人が医療サービスや施設を平等に利用する権利を保証するジョグジャカルタ州が採用した規則と同様の規則を採用した州、およびその実施状況。

25. 特に農村部や遠隔地において、性と生殖の医療サービスを含む完全な保健サービスへのアクセス、ハンセン病患者を含む障害のある人のための、包括的かつ地域に根差したリハビリテーションプログラム、および障害のある人に対する人権侵害の可能性について民間および公的リハビリテーションセンターを監視するためにとられた措置について情報を提供してください。

**労働及び雇用（第27条）**

26. 講じた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 労働と雇用における合理的配慮の提供の拒否を含む、障害のある人、特に女性に対する差別を禁止すること。また、開かれた労働市場における障害のある人の雇用を促進すること。ここには、性別、年齢、移民の状況、民族、障害の種類で区分された、開かれた労働市場で雇用された障害のある人の数に関するデータを含めてください。

 (b) 公共部門と国有企業の2％、民間の1％の最低雇用枠の実施を監視すること。

 (c) 積極的格差是正措置（affirmative action）や職業訓練などにより、公共および民間部門で、女性や難民を中心に、開かれた労働市場における障害者雇用を促進すること。

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

27. 2017年に開始された障害者カードの状況について、情報を提供してください。

28. 次の措置に関する情報を提供してください。

 (a) 障害のある人の社会的保障と支援サービスへのアクセスを確保すること。

 (b) 障害のある人の所得の格差と貧困を削減すること。

 (c) 障害のある人の公共住宅プログラムへのアクセスを確保すること。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

29. 以下についての情報を提供してください。

 (a）点字、手話言語、わかりやすい版などの代替様式による選挙情報の提供、期日前投票の仕組み、郵便投票または移動式投票所サービス、投票所のアクセシビリティなどを通じて、選挙のアクセシビリティを改善するためにとられた措置。

 (b) 選挙で選ばれた代表者に占める障害のある人の割合。

 (c) 障害のある人、特に女性の、あらゆるレベルの政治的・公的意思決定の場への参加を促進する措置。また、政治的・公的活動に参加する権利、特に投票する権利についての認識を高めるためにとられた措置。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

30. 次の措置に関する情報を提供してください。

(a) 障害のある人の文化生活及びレクリエーション並びにスポーツ活動への参加を妨げる社会的及び環境的障壁を撤廃すること。

 (b) 盲人、視覚障害者又はその他の印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約を批准すること。

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計及び資料の収集（第31条）**

31. 以下についての情報を提供してください。

 (a) 条約に基づく義務の全範囲に関する分類されたデータを収集する目的で、データの体系的な収集と報告、およびすべての公的機関と国家機関の間の調整を増加させるために行われた努力。

 (b) 2020年の全国人口センサス及び初回締約国報告（CRPD/C/IDN/1）のパラグラフ221で言及された、障害に関するデータ収集のための国家統計庁の質問票に、ワシントングループの障害に関する短い質問集が含まれるかどうか。

**国際協力（第32条）**

32. 持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に関する活動も含め、国際協力活動の計画及び監視において、障害のある人の完全かつ効果的な参加を確保するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

**国内における実施及び監視（第33条）**

33. 法律第8/2016号に規定された全国障害者委員会の設立のために取られた、具体的な措置に関する情報を提供してください。また、条約の実施状況を監視するプロセスに障害者団体を関与させるためにとられた措置について、委員会にお知らせください。

（翻訳：佐藤久夫、岡本 明）